

【別紙】

申込時に必要な添付書類 対象別一覧

◆交通遺児家庭の場合◆

1. 交通遺児育成基金に加入している方

【当法人に所定の拠出金を払込み、育成給付金支給を受けている方】

- ・ 申込書（対象児童の加入者番号を記入してください。）
 - ・ 生活保護を受けていないことを証する書面（当法人所定）、
 - ・ 住民票（マイナンバーを除く、筆頭者、世帯主との続柄記載の原本）
 - ・ 令和4年課税（非課税）証明書（省略の無い原本）
もしくは源泉徴収票のコピー、または所得税税額決定通知書
- ※事故証明は不要です。

2. 交通遺児育成基金に加入していない方

- ・ 申込書
- ・ 生活保護を受けていないことを証する書面（当法人所定）、
- ・ 交通事故証明書（自動車安全運転センター発行）のコピー
- ・ 住民票（マイナンバーを除く、筆頭者、世帯主との続柄記載の原本）
- ・ 令和4年課税（非課税）証明書（省略の無い原本）
もしくは源泉徴収票のコピー、または所得税税額決定通知書

◆重度後遺障害家庭の場合◆

（自賠法施行令別表第1又は別表2の1級～3級該当の障害に限る）

1. (独)自動車事故対策機構(NASVA)から介護料の受給をしている方

- ・ 申込書
- ・ 生活保護を受けていないことを証する書面（当法人所定）、
- ・ 介護料受給資格認定通知書（もしくは介護料支払決定通知ハガキ）のコピー
※介護料受給書類等が手元にない場合、自賠法の後遺障害等級（障害者手帳の等級ではない）が確認できる書面のコピー
- ・ 住民票（マイナンバーを除く、筆頭者、世帯主との続柄記載の原本）
- ・ 令和4年課税（非課税）証明書（省略の無い原本）
もしくは源泉徴収票のコピー、または所得税税額決定通知書

【別紙】

2. (独)自動車事故対策機構(NASVA)の療護センター並びに

NASVAの提携病院に入院されている方

- ・ 申込書
- ・ 生活保護を受けていないことを証する書面（当法人所定）、
- ・ 自賠法の後遺障害等級（障害者手帳の等級ではない）が確認できる書面のコピー
- ・ 現在入院している施設が機構療護センター、NASVA提携病院であることが分かる書面のコピー（診断書、入院計画書、リハビリ計画書等）
- ・ 住民票（マイナンバーを除く、筆頭者、世帯主との続柄記載の原本）
- ・ 令和4年課税（非課税）証明書（省略の無い原本）
もしくは源泉徴収票のコピー、または所得税税額決定通知書

3. 前記1～2に該当しない方

- ・ 申込書
- ・ 生活保護を受けていないことを証する書面（当法人所定）、
- ・ 自賠法の後遺障害等級（障害者手帳の等級ではない）が確認できる書面のコピー
※症状固定前、等級認定前、現在医療機関等に入院の場合は、当該医療機関の診断書、入院計画書等のコピーが必要です。
- ・ 住民票（マイナンバーを除く、筆頭者、世帯主との続柄記載の原本）
- ・ 令和4年課税（非課税）証明書（省略の無い原本）
もしくは源泉徴収票のコピー、または所得税税額決定通知書

※原則として事故証明は不要ですが、後遺障害等級の確認が取れない場合は、提出していただく可能性がございます。

上記の内で提出困難である書類が存在する場合、
またお問い合わせ等につきましては下記担当までご連絡下さい。

《問合せ先》

（公財）交通遺児等育成基金 支援給付事業担当 阿部 圭佑

Tell：03-3237-0158 Mail：kabe@kotsuiji.or.jp